

○国立大学法人埼玉大学大学院人文社会科学研究所 博士前期課程専攻長に関する規程

〔平成27年1月22日〕
規則第37号

(設置)

第1条 国立大学法人埼玉大学大学院学則（平成16年4月1日規則第2号）第6条の11の規定に基づき、人文社会科学研究所博士前期課程の各専攻に専攻長を置く。

(職務)

第2条 専攻長は、全学の方針及び研究所の運営方針に基づき、当該専攻の運営に関する事項を処理する。

(選考)

第3条 専攻長は、当該専攻の教育を担当する教員の互選により選出された候補者につき、人文社会科学研究所教授会の議を経て、研究所長が選考し、学長が任命する。

(任期)

第4条 専攻長の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、専攻長に欠員が生じた場合の補欠の専攻長の任期は、前任者の残任期間とする。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程施行後、最初に任命される専攻長の任期は、第4条本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとし、再任を妨げない。